

議案第129号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成29年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
B第539号線	54 06	4 00	さいたま市桜区町谷三丁目608番6地先	さいたま市桜区町谷三丁目608番3地先	
L第1301号線	52 58	4 00	さいたま市緑区大字中尾字駒前1122番1地先	さいたま市緑区大字中尾字駒前1122番9地先	
12885号線	84 93	4 00	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎1139番7地先	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎1139番15地先	
12886号線	119 83	4 00	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎1155番62地先	さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎1155番36地先	
12887号線	90 11	5 00	さいたま市見沼区堀崎町455番1地先	さいたま市見沼区堀崎町455番18地先	
12888号線	57 48	5 00	さいたま市北区本郷町82番7地先	さいたま市北区本郷町82番12地先	
22570号線	64 47	4 50	さいたま市見沼区大字南中野字新田1196番6地先	さいたま市見沼区大字南中野字新田1200番1地先	